

# 令和3年塩尻市議会3月定例会

## 産業建設委員会会議録

○日 時 令和3年3月15日（月） 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

### ○審査事項

議案第31号 令和3年度塩尻市水道事業会計予算

議案第32号 令和3年度塩尻市下水道事業会計予算

議案第33号 令和3年度塩尻市農業集落排水事業会計予算

議案第34号 令和2年度塩尻市一般会計補正予算（第10号）中 歳出4款衛生費中1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費、5款労働費（1項労働諸費2目ふれあいプラザ運営費を除く）、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費

議案第39号 令和2年度塩尻市水道事業会計補正予算（第3号）

議案第40号 令和2年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第2号）

### ○出席委員・議員

委員長	篠原 敏宏 君	副委員長	中野 重則 君
委員	中村 努 君	委員	古畑 秀夫 君
委員	牧野 直樹 君	議長	丸山 寿子 君

### ○欠席委員

なし

---

### ○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

---

### ○議会事務局職員

議会事務局長	小松 秀典 君	議会事務局次長	赤津 廣子 君
議事総務係主事	小林 貴裕 君		

---

午前9時55分 開会

○委員長 おはようございます。それでは、皆さんおそろいでありますので、先週金曜日に引き続きまして、産業建設委員会を開会いたします。

---

## 議案第 31 号 令和 3 年度塩尻市水道事業会計予算

○**委員長** それでは、議案第 31 号令和 3 年度塩尻市水道事業会計予算についてを議題といたします。この説明を求めます。

○**経営管理課長** それでは、令和 3 年度塩尻市水道事業会計、下水道事業会計、農業集落排水事業会計の予算書、別冊になっておりますこちらと、予算説明資料をお願いいたします。説明につきましては、初めに事業予算の議案と、財務活動キャッシュ・フローを説明させていただき、その後、予算説明明細書の項目ごとの内容を説明させていただきたいと思っております。それでは、別冊の予算書の 1 ページをお開きください。議案第 31 号令和 3 年度塩尻市水道事業会計予算でございます。

第 2 条の業務の予定量は次のとおりとなります。(1) 給水件数は 3 万 5,200 件で、前年度と変わりございません。(2) 年間総給水量は 726 万 2,000 立方メートル、前年度対比 2 万 5,000 立方メートルの減でございます。(3) 1 日平均給水量は 1 万 9,896 立方メートルを予定しております。(4) 主要な建設改良事業は上水道施設耐震化等推進課事業 2 億 5,230 万円、上西条浄水場再構築事業 7,500 万円を予定しております。

次に、第 3 条収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入は水道事業収益を 18 億 8,425 万 5,000 円、支出は水道事業費用を 16 億 3,992 万 4,000 円とするものです。

次に、第 4 条資本的収入及び支出の予定額につきましては、次のページをお願いいたします。収入は資本的収入を 2 億 1,376 万 7,000 円、支出は資本的支出を 8 億 3,701 万 8,000 円とするものでございます。

前のページにお戻りください。第 4 条の本文中、1 行目の括弧書きからを御覧ください。括弧内は、4 条の収入が支出に対し不足する額を補填する財源の内訳となります。資本的収入額が資本的支出に対し不足する額 6 億 2,325 万 1,000 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3,219 万 2,000 円、過年度分損益勘定留保資金 4 億 6,621 万 9,000 円及び当年度分損益勘定留保資金 1 億 2,484 万円で補填するものといたします。

2 ページをお願いいたします。第 5 条企業債。表中、起債の限度額は、4 条収入、企業債予定額 1 億 4,660 万円と定めるものです。

第 6 条一時借入金につきましては、年度内に償還する予定で一時的に借り入れる場合の借入金の限度額を 2 億円と定めるものです。

第 7 条予定支出の各項の経費の金額の流用は、(1) 各項に計上した経費に係る予定額に過不足を生じた場合に同一款内で流用できることを定めるものです。

ただし、次の第 8 条 (1) にあります職員給与費 1 億 4,623 万円につきましては、職員給与費以外の経費との金額の流用は、議会の議決を経なければならない経費としております。

次のページの第 9 条他会計からの補助金は、一般会計から水道事業会計へ補助を受ける金額で、(1) 消火栓用水への補助 620 万円のほか、(2) から (6) は工事、事業に係る企業債等の元利償還金への補助となります。

第 10 条棚卸資産購入限度額は、メーター、補修材料などの資産を購入する限度額を 1,894 万 6,000 円と定めるものです。

続きまして、4 ページからの予算説明書となります。5 ページから 8 ページまでの予算実施計画は、議案第 3 条、第 4 条の予定額を科目ごとに表にしたものです。内容につきましては、後ほど予算説明明細書で説明させていただきます。

9ページをお開きください。予定キャッシュ・フロー計算書でございます。当該年度の期間中における現金及び預金の増加及び減少を表示したものでございます。下から3行目の令和3年度の期間中に増加する予定の現金及び預金額は1億2,716万9,000円で、資金期首残高を合計した資金期末残高は13億2,550万7,000円となる予定でございます。

10ページからは、給与費の明細書となります。総括の表中、職員の数が一般職1名増となっておりますが、これは下水道事業会計での職員数を1人減としておりますので、水道事業部内での全体の職員数は前年度と変更はありません。

次に14ページをお開きください。14、15ページは債務負担行為に関する調書でございます。令和3年度分の支払金の発生予定額は3条予算の業務費に計上してございます。

16ページをお開きください。令和3年度塩尻市水道事業予定損益計算書でございます。3条予算の予定額を税抜きとしたものでございます。右から1列目、2列目の合計欄を御覧ください。1営業収益は合計14億9,740万7,000円、2営業費用は合計14億4,087万8,000円、以上を差し引きし、営業利益は5,652万9,000円を予定しております。次の3営業外収益、合計2億3,823万1,000円、4営業外費用、合計8,221万3,000円を営業利益から差し引きし、経常利益は2億1,254万7,000円。経常利益を特別利益と6特別損失を差し引きし、下から4行目、当該年度純利益は2億1,213万9,000円。令和2年度の純利益と比較し、1,251万6,000円、5.6%の利益減となります。当年度純利益に前年度繰越利益剰余金を加えた当年度未処分利益剰余金は、7億1,512万4,000円を予定しております。

17、18ページをお願いします。予定貸借対照表でございます。17ページ、資産の部、右から1列目の合計欄を御覧ください。固定資産につきましては令和3年度に増加する資産を加え、固定資産合計は145億3,242万9,000円、流動資産につきましては現金預金や未収金等で、流動資産合計は13億7,191万8,000円、これらを合わせた資産合計は159億434万7,000円で、前年度対比1%の資産減となります。次に18ページ上段、負債の部、固定負債は建設改良費等に充てるため借り入れた企業債残高で、固定負債合計は40億9,943万5,000円。次の流動負債は令和3年度中に償還する企業債償還金や未払金等で、流動負債の合計は4億9,791万5,000円、繰延収益合計は37億4,486万4,000円。これらを合わせた負債合計は83億4,221万4,000円で、前年度対比4.3%の負債減となります。

次に下の段の資本の部。資本合計は50億4,781万2,000円、剰余金合計は25億1,432万1,000円。これらを合わせた資本合計は75億6,213万3,000円で、前年度対比2.9%の資本増となります。一番下の負債資本合計は、資産合計と同額となります。

23ページをお開きください。3行目、予定貸借対照表等関連の注記でございます。2の引当金の取崩しを御覧ください。令和3年度において、取崩しを予定する引当金の額を定めるもので、(1)退職給付引当金は退職手当を支給するため1,532万1,000円を、(2)賞与引当金は職員の期末・勤勉手当の支給などのため831万円を、(3)貸倒引当金は不能欠損による損失を計上するため337万5,000円を、それぞれ取り崩すこととするものです。

続きまして、25ページをお願いいたします。ここからは予算説明明細書となります。明細につきましては、主なものについて御説明させていただきます。まず、3条予算の収益的収入及び支出、収入でございます。1款水道事業収益1項営業収益1目1節水道料金、1つ目の黒ボツでございます。水道料金は15億2,593万円。次の松

本市からの分水協定分は前年度と同額の13万2,000円で、給水収益全体では前年度対比12万9,000円の減額でございます。

次に、3目その他営業収益3節他会計負担金8,768万5,000円は、1つ目と2つ目の黒ポツ、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の徴収経費の負担金で、水道事業会計で一括した徴収経費を計上いたしまして、3事業会計ごと対象人口で按分し、負担しているものとなります。3つ目の黒ポツ、消火栓修繕負担金521万8,000円は、消火栓4基の修繕に係る一般会計からの負担金でございます。

4節施設負担金2,197万3,000円は、給水装置の新設または口径変更による改造に係る施設負担金でございます。

次に2項営業外収益でございます。26ページ、3目1節資本費繰入収益538万8,000円は、市の施策として行った事業に関わる企業債元金償還金に充てるための一般会計繰入金でございます。その下、4目補助金1節他会計補助金2,896万7,000円は、公共の消防の消火栓用水に係る費用及び企業債の支払利息に充てるための一般会計繰入金でございます。

その下の6目1節長期前受金戻入1億9,968万3,000円は、過年度において建設改良工事の財源として受けた補助金及び負担金等について、令和3年度の減価償却に見合う分を収益化するものでございます。3条収入の説明は以上となります。

○**上水道課長** 引き続きまして、28ページをお願いします。支出の部となります。1款1項1目原水及び浄水費は、水道原水の取水から浄水、送水、配水に至るまでの施設の稼働と維持管理などに関する費用でありまして、主なものを申し上げますと、20節委託料でございますが、附記欄1つ面の黒ポツ、水質検査委託料1,996万1,000円につきましては、水道法に基づいて実施します水質検査の委託料であります。その下、5つ目の黒ポツ、中央監視装置保守点検委託料366万8,000円については、浄水場や配水池等の運転状況や水質などの情報を集中監視するシステムの保守点検委託料であります。その下の黒ポツ、浄水場汚泥処分委託料562万7,000円については、浄水過程で発生します汚泥の抜き取り、搬出、運搬、処分に係る委託料であります。

29ページをお願いします。23節修繕費4,530万円につきましては、浄水場や配水池、ポンプ場における機器の修繕費となっております。

その下、28節動力費4,488万円は、浄水場や配水池等の水道施設の電気料であります。

次に、38節受水費2億9,504万6,000円については、松塩水道用水からの受水費と松本市との分水協定に基づく受水費であります。

次に、2目配水及び給水費をお願いします。30ページに入りまして、20節委託料であります。附記欄2つ目の黒ポツ、マッピング管理台帳修正委託料322万3,000円は、令和2年度に施工した配水管等のデータをマッピングシステムへ反映させるための修正作業を委託するものであります。その下、3つ目の黒ポツ、給排水設備受付検査委託料492万6,000円は、給水装置設置に係る受付業務及び竣工検査業務を委託するものであります。

次に23節修繕費については、附記欄2つ目の給配水管修繕が主なものになっておりまして、漏水等に伴う給配水管の修繕費として3,700万円を計上しております。私からは以上です。

○**経営管理課長** 続きまして、4目業務費となります。31ページをお願いいたします。下から2つ目の欄、20節委託料1億4,650万8,000円でございます。1つ目の黒ポツ、水道料金等徴収業務委託料の1億1,126万1,000

円は、塩尻市水道お客さまセンターの窓口業務、メーター検針、料金の賦課徴収業務に関する委託料でございます。債務負担行為をしている費用で、委託先は塩尻市水道事業協同組合、5年契約の最終年度となります。その3つ下の黒ボツ、検定有効期間満了メーター取替委託料3,094万3,000円は、令和3年度中に計量法に定められた有効期間の8年が経過する水道メーター5,230個を取り替えるための委託料でございます。次の滞納管理システム改修業務委託料231万円は、滞納処分業務の取扱部署変更に伴い、必要なシステムの改修を行う委託料でございます。

21節手数料839万8,000円は、主に水道料金等の収納に係る金融機関及びコンビニ収納取扱手数料で、コンビニ収納はスマートフォンアプリによる決済サービスの取扱いも含まれております。

次のページ、23節修繕費、1つ目の黒ボツ、メーター修繕費313万5,000円は、破損等により交換するメーターの修繕費となります。

30節材料費1,757万1,000円は、計量法に基づき、令和4年度に有効期間が経過するメーター5,070個を取り替えるための新しいメーターの購入でございます。

次の5目総係費は、水道事業全般に係る事務的経費になります。

5節報酬4万1,000円は、水道料金審議会委員12人分の報酬で、令和3年度は料金算定に基づく審議を行うため2回の開催を予定しております。

続きまして、34ページをお願いいたします。6目減価償却費1節有形固定資産減価償却費6億9,523万4,000円は、令和3年度末に減価償却する額を費用計上するものでございます。

7目資産減耗費1節固定資産除却費の1,023万円は、水道管の布設替えにより廃棄する有形固定の除却費を費用計上するものでございます。

次に、2項営業外費用1目1節企業債利息8,056万3,000円は、企業債償還に伴います支払利息でございます。

2目1節消費税は、令和3年度予算で予定する消費税納税額となります。

続きまして、36ページをお願いいたします。4条予算の資本的収入及び支出でございます。収入、1款資本的収入1項1目1節企業債1億4,660万円は、配水施設整備事業及び上西条浄水場再構築事業の財源として借入れを予定しております。

次に、3項負担金1目1節他会計負担金1,194万5,000円は、消火栓6基分の新設更新工事に係る一般会計からの工事負担金でございます。

2目1節建設工事負担金は、配水管布設に係る工事負担金で、下水道事業関連で1,400万円、野村桔梗ヶ原土地地区画整理事業関連は1,701万8,000円とするものでございます。

4項補助金1目1節他会計補助金2,420万3,000円は、主に旧簡水事業に関わる企業債元金償還金分に充てるための一般会計繰入金でございます。私からは以上です。

○**上水道課長** 引き続きまして、37ページ、資本的収入及び支出の部をお願いいたします。1項2目26節工事請負費1億8,830万円でありますが、上水道施設耐震化等推進事業といたしまして、配水管改良工事5工区のほか、老朽管改良工事、路面復旧工事を実施するものであります。

次に、3目浄水施設費をお願いいたします。38ページに入りまして、20節委託料であります。上西条浄水場再構築事業として7,500万円を計上いたしました。この事業につきましては、上西条浄水場の管理棟を更新して

耐震性能を確保すると共に、中央監視設備を床尾浄水場から上西条へ移設更新し、床尾に代わって上西条浄水場を新浄水施設の管理拠点にしようという事業であります。令和4年度から令和6年度にかけて更新工事を実施する予定としておりまして、令和3年度は管理棟の詳細設計に6,000万円、中央監視設備の更新設計に1,500万円を計上しております。

次に、26節工事請負費6,105万円につきましては、浄水施設整備事業といたしまして、耐用年数を超過し、機能障害の生じるおそれのある機器、計器を更新するものであります。

次に4目受託建設費であります。39ページをお願いします。26節工事請負費4,123万1,000円については、他事業関連に関わる受託工事費で、消火栓の新設工事及び下水道事業や区画整理事業に伴う配水管の布設工事等を行うものであります。説明については以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○中村努委員 2ページの第6条一時借入金ですが、大体、ここ3年ぐらいで、この一時借入れを行った実績はありますか。

○経営管理課長 市中の金融機関から借り入れた実績は、ここ数年はありません。

○中村努委員 ここずっとないような気がしているのですが、あるときもあるのですか。

○経営管理課長 過去においてずっとないかということは、今手元に資料がないので、はっきりとは言えないのですけれども、事業会計としては、足りなくならないようにということで回していますので、ここ数年の間ではない。はっきり言えるのは、私が見ている5年間ぐらいの間ですけれども、その間は一時借入金というものはありません。

○中村努委員 そうすると、限度額2億円というように定める根拠というのは何かあるのですか。

○経営管理課長 これは、収益として月に大体決まった額しか入ってこないという状況ですので、一時的に大きな金額を支払わなければならないという状況のときには、企業債等の借入れをして支払いをしています。ただ、このタイミングについては、必ずその支払いに間に合うような形で資金繰りをしているわけなのですけれども、何か事故があったりして入らなかったときに支払いが遅延してしまうということがあってはいけませんので、そういう場合がないようにということで、ある程度の額を毎年予定しているという状況でございます。

○中村努委員 そのための一時的借入金というのはよく分かっていますけれども、ここ数年、そういう実績がなく、いわゆる内部留保として、そういうときに対応できるような現金があるなら、別に2億円でなくてもいいような気もするのですが。ここにこう定めて、使うということではないので、その辺も考えていただければと思います。

○委員長 質問でよろしいですか。

○経営管理課長 正直なところ、毎年2億円という金額で計上させていただいている状況でございます。中身の金額については、また資金繰り等を考えながら、金額について定めていきたいと考えております。

○委員長 よろしいですか。それでは、ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 市の水道は松塩水道の奈良井ダムからかなりの量を購入していると思うのですが、その金額と、独自に市で水をつくっているのは、大体どのぐらいの割合で、金額的にはどのぐらいの違いというか、どのぐらいでつくっているとか、購入分はどのぐらいで、市でつくっているのはどのぐらいの経費がかかっているかとい

うのを、分かったらお願いします。

○**上水道課長** 松塩水道用水から市が購入、受水している水の単価というものがあまして、それは、税込みで48.84円、1立米当たりの価格でございます。これを、毎日1万6,500トン購入しております、年間で約2億9,400万円ほどになります。一方、市が独自に自己水源から浄水する場合の単価は、172.56円でございます。1立米当たりの単価、172.56円でございますので、松塩水道用水と比べると3倍以上、3.5倍近くの価格差になるというものでございます。以上です。

○**古畑秀夫委員** そうすると、何かあればいけないので、なるべく分散しておくのは大事なことだと思うけれども、コスト的な部分を考えると、かなり違いがあれば、そちらに余裕があるとすれば、そちらからある程度買ったらいい。いろいろな災害が多いもので、下手に1か所に集中してしまうと、何かあったときに困るということもあると思うのですけれども、その辺の考え方はどうでしょうか。

○**上水道課長** 今現在、松塩水道用水から受水する率は約56%から57%程度あります。水道ビジョンの中等でいろいろ検討した中で、床尾の浄水場については今後廃止していく方向ということを出してきております。そうした代資の分を松塩水道用水から代わりに多く受水する必要が生じてきまして、ますます松塩水道用水への依存度が高くなっていくということが予想されます。その中で、今の上西条の浄水場を再構築ということで管理棟をここで建て直すわけですが、上西条浄水場の全体の更新も10年、20年ぐらいの間にはやっておりますので、その際に、上西条浄水場の浄水能力等を増強して自己水源を幾らかでも確保する、しないというような、そこら辺の検討をこれからしっかりして、市としての考え方を確立していかなければならないと考えております。以上です。

○**古畑秀夫委員** もう1つ、上西条浄水場は令和4年から令和6年に工事をして、中央監視施設は令和7年から供用開始していくというようなことの方針のわけですか。

○**上水道課長** 上西条浄水場管理棟は令和4年度から令和6年度の工事で完成を見込んでおまして、併せて中央監視設備も上西条に設置いたします。令和7年度から新体制でのスタートを考えております。ですので、その時点が、その期日になるかと思えます。

○**委員長** よろしいですか。

今の関連なのですが、床尾浄水場については、方針を、半年ぐらい前のときに検討すると、そして廃止の方向で検討するというお話で、今の5割5分ぐらいから7割近くになるというお話だった。それは、もうそういう方向で決定で、今は進んでいるということによろしいわけですか。

○**上水道課長** 今年度、3か年の実施計画等も定めましたが、その中で、上西条浄水場を整備し、床尾浄水場については必要最低限の維持管理、必要に手を入れるにとどめながら、上西条が完成したら床尾は廃止ということを進めております。

○**委員長** 床尾は、上西条に機能が全部移れば、そこで全ての機能を廃止するという方向という。一部、浄水機能を残すということになりますか。

○**水道事業部長** まだ確定ということではございません。今、上西条浄水場の管理棟の条件整理及び基本設計をやっているところでございます。その中で、はっきり検討していくわけでございますけれども、ただ、基本的には床尾の浄水場については廃止の方向に持っていきたい。松塩水道からその分については購入をしたいというこ

とを考慮しております。そうすると、市の自己水源の率が下がりますので、その分、若干、上西条で確保していく必要があるのではないかという方向で検討しているという段階でございますので、よろしくお願いたします。

○委員長 分かりました。ほかにありますか。

○中村努委員 3ページの他会計補助金の(2)信州塩尻農業公園送水管布設工事企業債元利償還金一般会計繰入金。これは、この企業債の償還期間がいつまでなのかということと、この送水管は、受益者というのは農業公園に限定するのか、ほかの沿線の方も利用しているのか、その辺いかがですか。

○経営管理課長 私からは、償還期間についてお話をさせていただきたいと思っております。信州塩尻農業公園の送水管事業の布設工事につきましては、平成19年に借入れをしております。このときの借入れの償還要件が30年間ということになりますので、すぐに計算は出せませんが、あと半分ぐらい残っているという状況になります。

○上水道課長 この送水管の受益者の関係でございますけれども、農業公園のほかに日本ハイコムがある県道沿いの20キロほどが受水をしております。以上です。

○中村努委員 それから、毎年の一般会計からの繰入金の算定の仕方ですけれども、これは最初から受水費は除いて決まっているのか、受水費の増減で毎年変わるのか、その辺いかがですか。

○経営管理課長 こちらの補助金の金額につきましては、(1)の消火栓用水の一般会計繰入金については、定額で毎年620万円ということで補助を頂いております。その下の(2)から(6)までについては、毎年償還いたします元金と利息の金額が決まっておりますので、その金額に応じて頂いているという状況でございます。

○中村努委員 これは、現在休止しているチロルの森の、多分、給水費というのは出てこないと思うのですが、基本料金みたいなものは頂いているのですか。分からないですか。

○経営管理課長 農業公園が水を使えばということになるのですが、基本料金というのは決まった金額で徴収しているものですので、水道をお使いになれば頂くという形になっておりますので、この補助金とは全く別に考えております。料金は料金で農業公園が使った分は農業公園から頂くというものになりますし、この補助金というのは、布設をしたときにかかった費用について市に負担していただいて補助金を頂いているものになりますので、計算上は全く別のものになります。

○中村努委員 分かりますけれども、当然のことです。ただ、使われていないものの企業債をずっと返していかなければいけないということは、市民感覚から納得がいかないという部分があるかと思っておりますので、最初から一般会計から定額を繰り入れていくということになっていけば、それはそれで構いません。以上です。

○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

○古畑秀夫委員 今の説明の中で、消火栓費用の一般会計繰入のものは定番で毎年ということですが、実際には、これを見ると、それ以上にかかっているけれども、この辺の関係というのは、毎年定額でもらって、多いときと少ないときがあるみたいな形になっているということですか。どういう処理の仕方をしているか。

○経営管理課長 消火栓の扱いにつきましては、消火栓の設置及び更新、修繕等の費用については、工事に関わる費用になりますけれども、それについては、かかった分を一般会計から頂いております。こちらに掲載してあります消火栓用水の一般会計の負担金につきましては、消火栓から消火の訓練等、また消火について水が使われた場合の費用になります。その費用については、消火栓にメーターがついているわけではありませんので、使われた料金というのは、はっきりしたものが分かりません。ですので、定額で頂いております。



○古畑秀夫委員 そういうことか。分かりました。

○委員長 よろしいですか。

○古畑秀夫委員 いいです。

○委員長 ほかにありませんか。

○中村努委員 30ページのマッピングシステム管理台帳修正委託料ですが、これは修正箇所というか、修正した延長に対して、この委託料が決定されているのか、どういう決まりになっていますか。

○上水道課長 実際のデータ更新ということでは、1年間での改良あるいは新設した配水管をデータの中に落とし込んでいくということ。これを単年度の委託ではなくて、長期契約という形で契約を結んでやっております。

○中村努委員 この322万3,000円というのは、毎年定額という理解ですか。

○上水道課長 定額でございます。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○牧野直樹委員 38ページの委託料の上西条浄水場管理棟更新詳細設計委託料6,000万円、どのぐらいの建物を計画しているのですか。

○上水道課長 建物の中の平米数については、これから基本設計をやって、来年度詳細ということになるので、具体的な平米数は申し上げられませんが、現状の管理棟は地下を含めて3階になっております。それと同じ機能を持つ管理棟を考えておりますので、地下、一旦つくりました水を配水池へ送水するために、一旦浄水池ということで一番下の階に水槽を設けます。その次の階には機械室、コントラクトをするための機械ですとか、様々な機器類を設置するフロアがありまして、一番上の3階が管理をする集中管理システムですとか、常時、職員が管理をする管理室等を置くフロアという3階建てをイメージしております。以上です。

○牧野直樹委員 こういう特殊な設備に入ってくると、例えば、基本設計だとか詳細設計があると、メーカーが指定されて入ってくるようになってしまいます。だから、何の入札も関係なく、そのメーカーが取ようになってしまう。今まで多く見られたけれど、例えば東芝だとかが入ってきてしまったときに、何か不思議だと思う。皆さんもそうだと思うけれども、これは仕方がないことですか。

○上水道課長 簡単に一言で仕方がないとは言えないと思いますけれども、基本的には性能を示して、その性能を満たす物品、設備であればよしという考え方になろうかと思えます。ただ、現実的には、委員が御指摘のとおり、この機能を満たすためには、例えば、このモーターか、こっちのモーターかみたいな提案、設計がされてくるのがままあるというように承知しております。できるだけ性能で入札をかけられるように努めてまいりたいとしか、私は、今は申し上げられませんので、御理解願います。

○牧野直樹委員 そういものなら、こっちにも有利になることもある。低価格入札とはいえ、そうすると、長いつき合いになってくるので、以前から言われている1円入札とかいうものになってきてしまうと、これは仕方がないことだと思うのですけれども、しっかり研究していただいて、塩尻市にとって一番いいものは何かという機械、性能にしてもそうです。あとは、細かいことを言わないで、そのような感じで言いますけれども、莫大な工事費になってしまうと、それだけはなければ駄目というものが、それが今度は莫大になってしまうと、また、競合するところがあれば、そこが心配しているところなので、皆さんにお任せしますけれども、その辺だけは注意してください。

○委員長 要望でいいですか。

○牧野直樹委員 はい。

○委員長 ほかにありますか。

○中村努委員 すごく大雑把な質問なのですがけれども、今、いろいろなところで移住定住策をやっています。ほかから来られた方は、やはり都会と比べると水道料金が高いということをよく言われるのです。ざっくり言うと、何をどうすれば安くなるのか。ざっくりとどうでしょうか。

○水道事業部長 先ほど、御質問いただきました松塩水道の単価と、塩尻市が自前でつくっている水道水の料金と給水単価と、先ほど説明したとおりでございます。ですので、都会などは大きな浄水場で大量につくって、大量に配っているというので単価が安く設定されております。しかしながら、本市の場合、地形や高さ、あるいは広さ的なもので、なかなかそういった効率的な配水ができないという状況にあります。ですので、どうやったら安くなるかという、漏水や何かを少しでも少なくしていくというような地道な手段しか今は取れていない状況でございますし、先ほど申し上げたとおり、自己水源の確保も必要でございますので、そういった部分を考えて、それ以上の劇的な料金を安くすることは難しいというように思っております。

○委員長 よろしいですか。

○中村努委員 例えば、企業誘致などをするとき、よく地下水を利用するようなところもあって、前、秋田県の大館市に視察に行ったときに中水道というものがあって、飲めないけれども使えるという水があって、すごく安いので、それを目当てに企業が進出してきたという事例もあるのですけれども、地下水を使っていいのかどうかはよく分からないのですけれども、工業団地を誘致するようなときに、そういう設備は無理ですか。

○水道事業部長 本市の場合、水道事業、上水道水道水を売るというやり方をしておりますので、企業を誘致するために、そこに新しく浄水場を造って中水で提供するという考え方が今はないのですけれども、なかなか中水の使い方というのは難しいものがあるというように私は理解しております。地下水の水質によっては、すぐに建物の配管に影響が出るというような、さびが出たりとかありますので、では、それを取るための設備を設けるといことも、浄水場の中に設けることも可能でしょうけれども、そうすると、また、中水のコストが高くなるということもございますので、そこら辺は現実的に、どこでどれだけの規模なのかということ想定しながらでないとい一概には言えないと考えております。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○上水道課長 発言の訂正をお願いします。先ほど、マッピング管理台帳の修正委託料、長期継続で複数年ということを申し上げましたが、それは、保守委託は長期契約でございますが、管理台帳の修正委託は単年度の契約でございました。失礼いたしました。

○中村努委員 そうすると、送水管、給水管を延長した分だけをマッピングに落とすということですか。

○上水道課長 基本的には新たに布設したもの、それから、改良で入れ替えたもの、それから開発行為等で民間の方がつくったものを市が受けているものというような形で、新たなもの、修正したものをマッピングに落とすという作業になります。

○中村努委員 そうすると、単価というのは1メートル当たり幾らとか、そういうことなのか。その辺いかがですか。

○**工務係長** マッピングシステムの単価ですけれども、そのマッピングシステムを施工している会社の見積り等を参考にいたしまして算出しております。

○**中村努委員** 算出単価を教えてください。

○**工務係長** 単価ですけれども、1キロ当たり。

○**中村努委員** 計算で出すのではなくて、どういう契約になっていますかということです。

○**工務係長** 契約ですか。すみません。

○**中村努委員** 契約の単価を聞いている。

○**工務係長** 契約の単価は、塩尻市で見積りを参考に設計いたしまして、そちらで入札をしてからになるということになります。一応、来年度につきましては、5キロ程度を予定しております、単価でいくと、キロ当たり64万円ほどになります。

○**委員長** よろしいですか。

○**中村努委員** 専門家でないので、それが高いのか安いのかもよく分からないのですけれども、要は全体を見直すということではなくて、増えた分だけ、ほぼ見直すということでもいいですか。

○**工務係長** 全体を見直すのではなくて、管を新しく入れた、布設したところですか、改良したところの管の修正と給水管装置、メーターのボックス等を取り付けたところについて修正をいたします。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありませんか。

なければ、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第31号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 御異議なしと認めます。議案第31号令和3年度塩尻市水道事業会計予算については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

### 議案第32号 令和3年度塩尻市下水道事業会計予算

○**委員長** 続いて、議案第32号令和3年度塩尻市下水道事業会計予算についてを議題といたします。この説明を求めます。

○**経営管理課長** それでは、資料の41ページをお開きください。議案第32号令和3年度塩尻市下水道事業会計予算でございます。なお、説明につきましては、水道事業会計で説明しました内容と同様となる部分につきましては省略させていただきますので、御承知ください。

第2条業務の予定量は次のとおりとなります。(1)排水件数は2万6,800件で、前年度対比1,000件の増となっております。(2)年間総排水量は824万2,000立方メートル。前年度対比63万9,000立方メートルの増でございます。(3)1日平均排水量は2万2,581立方メートルを予定しております。(4)主要な建設改良事業は農業集落排水統合事業1億5,750万円、下水道ストックマネジメント事業3億8,440万円、雨水幹線整備事業1億

4,730万円を予定しております。

次に、第3条収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入は下水道事業収益を29億675万7,000円、支出は下水道事業費用を26億7,311万5,000円とするものです。

次に、第4条資本的収入及び支出の予定額は、次ページをお願いいたします。収入は資本的収入を14億3,276万8,000円、支出は資本的支出を24億5,633万7,000円とするものでございます。

前のページにお戻りいただき、第4条の本文中、1行目からの括弧書きからを御覧ください。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額10億2,356万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,981万2,000円、過年度分損益勘定留保資金1億3,289万1,000円、当年度分損益勘定留保資金7億6,360万3,000円、建設改良積立金5,200万円及び繰越利益剰余金処分額3,526万3,000円で補填するものといたします。

42ページをお願いいたします。第5条債務負担行為は、令和3年度以降にわたって債務負担行為をすることのできる事項として、表中、塩尻市浄化センター建設工事委託料について、期間を令和4年度まで、限度額を1億7,400万円と定めるものでございます。

第6条企業債は、表中、起債の限度額は8億7,920万円と定めるものです。

第7条一時借入金は、限度額を2億円と定めるものでございます。

第8条予定支出の各項の経費の金額の流用は、同一款内での流用ができることを定めるものです。

次のページ、第9条(1)給与費8,518万円につきましては、議会の議決を経なければ流用することができない経費と定めるものでございます。

第10条利益剰余金の処分は、第4条の本文括弧書きの補填財源に充てる必要があるため、繰越利益剰余金のうち3,526万3,000円は(1)のとおり減債積立金に処分するものと定めるものです。

第11条棚卸資産購入限度額は、マンホール鉄ふたなどの資産を購入する限度額を305万6,000円と定めるものでございます。

続きまして、44ページからの予算説明書となります。49ページをお願いいたします。予定キャッシュ・フロー計算書でございます。令和3年度の期間中に増加する予定の現金及び預金の額は、下から3行目、4,374万5,000円で、資金期首残高を合計した資金期末残高は1億4,175万5,000円となる予定でございます。

54、55ページは、債務負担行為に関する調書でございます。令和3年度分の支払義務発生予定額は4条予算の処理場建設費に計上してございます。

次に56ページをお願いいたします。56ページからは、債務帳票となります。農業集落排水事業の統合に伴います会計処理につきましては、令和3年4月1日以降の岩垂及び本洗馬処理区を農業集落排水事業会計から下水道事業に移行し、処理を行っております。

それでは、令和3年度塩尻市下水道事業予定損益計算書でございます。右から1列目、2列目の合計欄を御覧ください。1営業収益、合計は19億8,409万5,000円、2営業費用は合計22億8,307万1,000円、以上を差し引きしますと、2億9,897万6,000円の営業損失となります。次の3営業外利益、合計7億7,501万8,000円、4営業外費用、合計2億8,169万5,000円を営業損失から差し引きし、経常利益は1億9,434万7,000円。経常利益を特別利益と6特別損失を差し引きし、下から4行目、当年度純利益は1億9,383万円。令和2年度の純利益と比較しまして7,937万円、69.3%の利益増となります。当年度純利益に前年度繰越利益剰余金及びその他未

処分利益剰余金変動額を加えました当年度未処分利益剰余金は、5億8,746万7,000円を予定しております。

次に、57、58ページをお開きください。予定貸借対照表でございます。57ページ、資産の部、右から1列目の合計欄を御覧ください。固定資産合計は360億2,282万6,000円、流動資産合計は3億9,747万8,000円。これらを合わせた資産合計は364億2,030万4,000円で、前年度対比2.5%の資産増となります。

次に58ページの上段、負債の部でございます。固定負債合計は154億2,299万2,000円、流動負債合計は17億67万4,000円、繰延収益合計は146億669万5,000円。これらを合わせました負債合計は317億3,036万1,000円で、前年度対比0.9%の負債増となります。

次に、下の段の資本の部。資本金合計は36億9,624万7,000円、剰余金合計は9億9,369万6,000円。これらを合わせました資本合計は46億8,994万3,000円で、前年度対比14.9%の資本増となります。一番下の負債資本合計は資産の合計と同額となります。

63ページをお開きください。3行目の予定貸借対照表等関連の注記でございます。2の引当金の取崩しを御覧ください。令和3年度において取崩しを予定する額は、(1)賞与引当金は626万円を、(2)貸倒引当金は629万8,000円を、それぞれ取崩すこととするものです。

続きまして、66ページをお開きください。66ページからは予算説明明細書でございます。明細につきましては、主なものについて御説明いたします。まず、3条予算の収益的収入及び支出、収入、1款下水道事業収益1項営業収益1目1節下水道使用料。こちらは全体で16億2,050万3,000円とし、前年度対比3,431万6,000円の増額としております。主な増額は、2つ目の公共関連特環で、農業集落排水事業から岩垂及び本洗馬処理区を統合したことによるものでございます。

次に2目1節他会計負担金5億677万2,000円は、総務省の繰出基準による一般会計からの繰入金でございます。主に企業債支払利息に充てるための負担金となります。

4目その他営業収益4節雑収益、1つ目の黒ポツ、農業集落排水事業汚泥処理委託負担金354万7,000円につきましては、農業集落排水施設での処理後に排出される汚泥の処理を下水道で受け入れることに対する農集からの負担金でございます。

次に、2項営業外収益でございます。67ページ、5目1節長期前受金戻入は7億7,485万円を令和3年度の減価償却に見合う分として収益化するものでございます。3条の収入の説明は以上です。

**○下水道課長** それでは、68ページをお願いいたします。1款下水道事業費用1項営業費用のうち1目管渠費。こちらは、管渠の維持管理費分となります。主なものにつきまして、初めに、20節委託料4,279万円ですが、一番上の黒ポツ、マンホールポンプ場維持管理委託料2,407万8,000円。これにつきましては、現在、公共下水道エリアで115か所、檜川エリアで26か所、農集統合により移管される13か所、合計154か所のマンホールポンプの維持管理に伴う委託料でございます。

次に、23節の修繕費4,070万円。こちらはマンホールポンプ17か所の修繕、本管の破損箇所の修繕を行うものです。

次に、28節の動力費1,341万6,000円。こちらはマンホールポンプの運転に伴う電気料でございます。

69ページをお願いいたします。2目浄化センター費。こちらは浄化センターの維持管理費用となります。初めに、20節委託料2億9,379万6,000円の主なものでございますが、下から5つ目の黒ポツ、公害測定委託料553

万5,000円。こちらは、浄化センターにおける適切な運転管理の監視のため、浄化センターへの流入水、処理後の放流水、汚泥等に対して測定検査を行うものです。下から2つ目の黒ボツ、脱水ケーキ収集運搬処理委託料1億3,681万7,000円でございますが、浄化センターから発生しました脱水汚泥を複数の処分先へ運搬処分を行うための委託料で、令和3年度は約5,400トンの処分を見込んでおります。その下の黒ボツ、運転管理委託料1億3,732万円でございますが、浄化センターを24時間体制で運転管理を行うための委託料でございます。

70ページ、23節修繕費7,098万円の主な内訳でございます。一番下の黒ボツ、施設修繕費6,710万円。こちらは主ポンプ、細目除塵機、機械ばっ気装置のオーバーホール及び修繕を行うための費用でございます。

28節動力費6,610万円。こちらは浄化センターにおいて水処理、汚泥処理を行うための機械電気設備の稼働に要する電気料でございます。

その下、29節薬品費5,084万9,000円でございます。こちらは水処理、汚泥処理において使用する高分子凝集剤、活性炭、汚泥脱臭剤等の薬品購入費でございます。

次に、3目小野水処理場費20節委託料2,603万8,000円でございますが、これは特定環境保全公共下水道小野処理区の汚水を、辰野町の小野水処理センターでの処理及び共通管路の維持を行うための委託料でございます。

次に、4目檜川処理場費。こちらは、檜川浄化センターの維持管理費用となります。初めに、20節委託料1,964万3,000円の主な内訳でございますが、上から2つ目の黒ボツ、汚泥収集運搬委託料924万円。こちらは檜川浄化センターから引いた濃縮汚泥を衛生センターまで運搬するための費用でございます。その下の黒ボツ、運転管理委託料805万2,000円。こちらは檜川浄化センターの運転管理を行うための委託料でございます。私からは以上でございます。

○**経営管理課長** それでは、71ページの8目業務費となります。35節負担金7,842万3,000円は、下水道使用料等の徴収業務に要した費用を水道事業会計に支払うものとなっております。

9目総係費は、下水道事業全般に関わる事務諸経費となっております。

続きまして、73ページをお開きください。10目減価償却費1節有形固定資産減価償却費15億1,496万5,000円は、令和3年度末に減価償却する額を費用計上するものでございます。

11目資産減耗費1節固定資産除却費2,174万円は、建設改良工事により廃棄する有形固定資産の除却費を費用計上するものでございます。

次に、2項営業外費用1目1節企業債利息2億8,099万円は、企業債償還金に伴います支払利息でございます。

続きまして、75ページをお願いいたします。75ページからは4条予算の資本的収入及び支出でございます。まず、収入1款資本的収入1項1目1節企業債5億2,920万円は、建設改良事業の財源として、また2節の資本費平準化債3億5,000万円は、負担の平準化を図り、元金償還金の負担を繰り延べするものとして、それぞれ借入れをするものとなっております。

次に、3項負担金1目1節他会計負担金3億3,959万6,000円は、総務省の繰出基準によります一般会計繰入金でございます。主に企業債元金償還金に充てるための負担金となります。

3目1節受益者等負担金の3つ目の黒ボツ、汚水ます設置等工事負担金501万円は、新たに汚水ますを設置する予定の工事に関する負担金でございます。

4項補助金2目2節国庫補助金2億856万円。これにつきましての対象事業は、下水道施設耐震化等推進事業、

下水道ストックマネジメント事業、雨水幹線整備事業でございます。私からは以上です。

○下水道課長 では、76 ページ、資本的支出をお願いいたします。1 項建設改良費 1 目公共下水道事業管渠施設費のうち、20 節委託料 3,990 万円。その主な内訳につきましては、3 つ目の黒ボツ、下水道ストックマネジメント事業の管渠修繕改築計画委託料 3,280 万円でございます。これは、布設後の経過年数が古い東部汚水幹線等の汚水幹線のカメラ調査を、令和元年度、2 年度に行っておりますが、調査の結果、改築、更新が必要な箇所の実施計画を行うものであります。

次の 26 節工事請負費 2 億 2,290 万円。こちらの主な内訳ですが、一番下の黒ボツ、雨水幹線整備事業の田川左岸 4 号雨水幹線工事 1 億 3,640 万円でございますが、野村桔梗ヶ原土地地区画整理事業地及びその周辺にボックスカルバートを 378 メートル布設するものでございます。

77 ページをお願いいたします。3 目処理場建設費 20 節委託料 3 億 1,730 万円。この主な内訳ですが、1 つ目の黒ボツ、下水道ストックマネジメント事業の浄化センター建設工事委託料 2 億 9,120 万円でございますが、送風機、汚泥脱水機及び沈砂池脱臭設備の更新工事を行うための委託料でございます。

6 目特定環境保全公共下水道事業管渠施設費 20 節委託料、下水道ストックマネジメント事業 1,670 万円でございますが、琵琶橋の上流にあります水管橋の老朽化に伴う更新工事の工法検討と実績を行うものでございます。

1 つ下の 26 節工事請負費 1 億 8,400 万円。主な内訳ですが、おめくりいただきまして、78 ページの 1 つ目、マンホールポンプ自家発電機設置工事 2,500 万円です。こちらは、平沢地区の既設の幹線マンホールポンプ場に自家発電機を設置するものです。その下の黒ボツ、農業集落排水統合事業、処理場撤去工事 1 億 2,560 万円でございますが、下水道への統合に伴い、運転の停止を予定している本洗馬、岩垂処理場機器撤去工事を行うための費用です。その下の路面復旧工事 3,190 万円は、汚水管を埋設しました地層の保存復旧工事を行うものであります。

79 ページ、2 款企業債償還金ですが、16 億 1,207 万 5,000 円を予定しております。こちらは、企業債償還金の元金の償還に要する費用であります。下水道事業会計に関する説明は以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

○委員長 ここで、若干休憩を入れます。

午前 11 時 18 分 休憩

午前 11 時 23 分 再開

○委員長 それでは再開をいたします。

質疑を行います。委員の皆さんから質問がありましたら、お願いします。

○古畑秀夫委員 岩垂と本洗馬の処理場を統合して、工事は終了していると思うのですが、その辺のところと、もう 1 つ、後を維持していくということですが、どういう形で、どういう機能を残していくのか、お聞きしたいと思います。

○下水道課長 岩垂、本洗馬地区の農集統合の状況ですけれども、現場ではかなり終了しております、4 月当初には、切替えが可能な状況となっております。後利用ですけれども、それぞれ切替えが終了した後、槽内の清掃等を行いまして、機械電気設備の撤去は行い、土木建築設備についてはそのまま残しておきます。後利用の方

法としましては、令和3年度に中の機器撤去工事を行いまして、令和4年度に内部の改造工事を行いまして、緊急時に汚水を1日半程度ためられる貯留槽への改造と、あと、応急用資材倉庫としての活用を予定しております。

○古畑秀夫委員 そうすると、緊急時だけで、常はあまり活用することはないということですか。

○下水道課長 平常時は、特に予定はしておりません。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

○副委員長 69ページの下から2つ目の黒ポツ、脱水ケーキは、今どこへ運んでいますか。

○下水道課長 現在4か所に搬出をしております、セメント工場は埼玉県2か所、糸魚川市1か所の3か所に搬出。あと、し渣とって、処理場に入ってきましたごみと汚泥につきましては、1か所、長野県の松川町のほうに搬出しております。以上です。

○中村努委員 71ページの檜川処理場費の中の木曾広域連合負担金ですけれども、これは檜川処理場の起債の償還分という理解でよろしいですか。

○下水道課長 木曾広域連合負担金ですけれども、檜川の特環汚泥は、檜川村当時から合併の平成20年度末まで、木曾町にあります木曾広域汚泥集約処理施設を利用していました。塩尻市と木曾広域連合の事務委託等に関する協議書を、合併する直前の平成18年3月に提携、協議されたものですけれども、木曾広域連合の長期債務で、檜川村が負担すべきものは塩尻市が負担するものとされていまして、総額6,495万円を令和15年度まで払うものですので、かつて檜川で使っていたものの借金の返済になっています。

○中村努委員 そうすると、現実には檜川処理区の汚泥はどこで処理しているのですか。

○下水道課長 檜川浄化センターで濃縮された汚泥につきましては、バキュームカーで一旦、堅石にあります衛生センターに運搬しまして、そこでし尿と浄化槽汚泥と一緒に地下水で希釈されて、郷原街道の汚水幹線に圧送され、吉田の浄化センターで処理しております。

○中村努委員 せっかく木曾町の処理場で負担金を払っているなら、そっちでやったほうがいいような気がするけれども、今のやり方のほうが安上がりということでもいいのですか。

○下水道課長 合併当初の約束だと思うのですけれども、檜川が今塩尻市に合併されてしまっているのです、木曾広域連合の構成員ではないので、使えないという経過があると聞いているのです。

○中村努委員 75ページ、何回も聞いたかもしれないが、負担金です。公共のほうは受益者負担金と言い、北小野と檜川は分担金と呼ぶ。この違い、もう1回説明していただけますか。

○下水道課長 公共のほうで頂いている負担金につきましては、都市計画法に基づいて徴収するものが負担金になります。それ以外の調整区域や檜川地区といった都市計画区域外から頂戴するものについては、地方自治法に基づく分担金ということで調整いただいていますので、それぞれの根拠となる法令が異なることによって、呼び方が違っております。

○中村努委員 そうすると今回、農集排で統合されたところは、いわゆる都市計画法の負担金という呼び方に、今までは多分、農集排の分担金という呼び方だったと思うけれど、それが負担金に変わるのですか。

○下水道課長 今回、統合しました2地区につきましては、都市計画区域外になりますので、地方自治法に基づく分担金を徴収いただくエリアとなります。

○委員長 よろしいですか。



○中村努委員 分かりました。ちなみに、この予算に載っている櫛川分の40万円は、何件分ですか。

○下水道課長 一般家庭が1件20万円ですので、2件を予定しております。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

私から1点だけ。水道にもありますが、41ページの最初の特別損失の内容は何ですか。57万1,000円。

○経営管理課長 74ページをお開きください。3款特別損失の欄でございます。特別損失の内容でございますが、まず1つ、固定資産売却損については芽出しでございます。予定しているものは今のところございません。その下、過年度損益修正損でございますが、過去において、徴収を予定しておりました未収金でございますけれども、その後に、年度を超えまして還付が必要になった場合には、特別損失という形での損失計上をするように会計のほうで決まっております。過年度の還付金については、こちらで掲載をさせていただいております。予定額として、57万円の計上をさせていただいております。

○委員長 56ページの損益計算書の6特別損失。ここで、今の話では、数字の整合にならないわけですか。

○経営管理課長 損益計算書につきましては、税抜きで計上させていただいております。還付金についても、消費税分というものが含まれていますので、その分は抜かせて計上させていただいております。

○委員長 分かりました。ほかにありますか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了いたします。自由討論及び議案に対する討論を一括して、ありましたら。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第32号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。議案第32号令和3年度塩尻市下水道事業会計予算については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

### 議案第33号 令和3年度塩尻市農業集落排水事業会計予算

○委員長 続いて、議案第33号令和3年度塩尻市農業集落排水事業会計予算についてを議題といたします。これの説明を求めます。

○経営管理課長 それでは、予算書の80ページをお開きください。議案第33号令和3年度塩尻市農業集落排水事業会計予算でございます。なお、説明につきましては、水道事業会計で説明しました内容と同様となる部分については省略させていただきます。

第2条業務の予定量は次のとおりです。(1)排水件数は1,200件で、前年対比750件の減。(2)年間総排水量は30万2,000立方メートル、前年度対比21万9,000立方メートルの減でございます。(3)一日平均排水量は827立方メートルを予定しております。

次に、第3条収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入は農業集落排水事業収益を2億7,234万6,000円。支出は農業集落排水事業費用を2億6,606万9,000円とするものでございます。

次に、第4条資本的収入及び支出の予定額は、次のページを御覧ください。収入は資本的収入を7,100万8,000円、支出は資本的支出を1億6,182万円とするものでございます。

前のページにお戻りいただき、第4条の本文中1行目括弧書きから、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,081万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金3,560万円及び当年度分損益勘定留保金資金5,521万2,000円で補填するものいたします。

次の81ページをお願いいたします。第5条一時借入金は、限度額を1,000万円と定めるものです。

第6条の流用につきましては、同一款内での流用ができることを定め、第7条(1)職員給与費817万6,000円につきましては、議会の議決を得なければ流用することができない経費と定めるものです。

続きまして、82ページからの予算説明書になります。87ページをお開きください。予定キャッシュ・フロー計算書でございます。令和3年度の期間中の現金及び預金の額は、下から3行目の欄、資金減少額3,065万6,000円で、資金期首残高を合計した資金期末残高は6,975万9,000円となる予定でございます。

92ページをお願いいたします。令和3年度塩尻市農業集落排水事業予定損益計算書でございます。右から1列目、2列目の合計欄を御覧ください。1営業収益は合計1億8,345万1,000円、営業費用は合計2億2,373万3,000円。以上差し引きしますと、4,028万2,000円の営業損失となります。次の3営業外収益、合計8,334万7,000円、4営業外費用、合計3,377万7,000円を営業損失から差し引きし、経常利益は928万8,000円。経常利益に5特別利益と6特別損失を差し引きし、下から4行目、当年度純利益は903万4,000円を予定しております。令和2年度の純利益と比較いたしますと、3,940万1,000円、81.3%の利益減となります。当年度利益に前年度繰越利益剰余金を加えた当年度未処分利益剰余金は1億4,212万円を予定しております。

93、94ページをお願いいたします。予定貸借対照表でございます。93ページ、資産の部、右から1列目の合計欄を御覧ください。固定資産合計は39億1,804万9,000円。流動資産は7,071万4,000円。これらを合わせた資産合計は39億8,876万3,000円で、前年対比31.2%の資産減となります。

次に94ページの上段、負債の部、固定負債合計は11億6,354万円。流動負債合計は1億7,231万円。繰延収益合計は16億6,680万5,000円。これらを合わせた負債合計は30億265万5,000円で、前年度対比31.8%の負債減となります。

次に、下の段の資本の部。資本金合計は7億7,050万2,000円。剰余金合計は2億1,560万6,000円。これらを合わせた資本合計は9億8,610万8,000円で、前年度対比29.2%の資本減となります。一番下の負債資本合計は資産合計と同額となります。

100ページをお開きください。こちらからは予算説明明細書となります。まず3条予算の収益的収入及び支出、収入1款農業集落排水事業収益1項1目1節農業集落排水施設使用料は6,100万8,000円、前年度対比4,288万5,000円の減額でございます。2目1節他会計負担金1億2,794万2,000円は、総務省の繰出基準によりまず一般会計繰入金でございます。主に企業債支払利息に充てるための負担金となります。

次に、2項営業外収益でございます。5目1節長期前受金戻入8,317万4,000円は、令和3年度の減価償却に見合う分を収益化するものでございます。3条収入については以上でございます。

**○下水道課長** それでは、103ページをお願いいたします。収益的支出について御説明申し上げます。1款農業集落排水事業費用1項営業費用1目管渠費20節委託料873万円のうち、一番下の黒ポツ財産処分協議図書作成業務委託料460万円につきましては、小曾部及び宗賀南部処理区を公共下水道へ移管するに当たり、農水省関東農政局との協議資料を作成する委託料でございます。

次に、23節修繕費 898万7,000円のうち、1つ目の黒ポツ、マンホールポンプ修繕費 688万7,000円につきましては、マンホールポンプ7か所のオーバーホール等の修繕を行うものでございます。

その下、28節動力費 297万1,000円につきましては、マンホールポンプの運転に係る電気料でございます。

続いて、2目浄化センター費、20節委託料 3,243万7,000円のうち、1つ目の黒ポツ農業集落排水処理施設維持管理委託料 1,509万5,000円につきましては、6か所の処理施設の運転管理のための委託料でございます。その下の黒ポツ、汚泥収集運搬等委託料 1,374万3,000円につきましては、処理施設で発生する濃縮汚泥を衛生センターへ運搬する委託料で、1,750キロリットルを見込んでおります。

次のページ、23節修繕費 600万8,000円につきましては、処理施設の小破修繕に係る費用でございます。

その下の28節動力費 1,265万5,000円につきましては、6か所の処理施設の運転に係る電気料でございます。私からは以上です。

**○経営管理課長** 続きまして、6目業務費となります。35節負担金 404万4,000円は、農業集落排水処理施設使用料等の徴収業務に要しました費用について、水道事業会計に支払うものとなっております。

7目総係費は、事業の事務的経費となります。

続きまして105ページをお願いいたします。8目減価償却費につきましては、1億3,920万円。令和3年度末に減価償却をする額を費用計上するものでございます。

2項営業外費用1目1節企業債利息 2,696万3,000円は、企業債償還に伴います支払利息でございます。

続きまして、107ページをお願いいたします。ここからは、4条予算の資本的収入及び支出でございます。収入、1款資本的収入3項負担金1目1節他会計負担金 7,029万9,000円は、一般会計からの繰入金でございます。企業債元金償還金に充てるための負担金となります。私からは以上です。

**○下水道課長** 続きまして、資本的支出について御説明申し上げます。108ページをお願いいたします。1項建設改良費1目農業集落排水事業管渠施設費26節工事請負費 200万円につきましては、農集排区域内の宅地に新規に設置する汚水ますの工事費でございます。

その下の2項1目企業債償還金 1億5,957万円につきましては、財政投融资資金、地方公共団体金融機構等への企業債元金の償還金でございます。農業集落排水事業会計予算に関する説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

**○委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問ありますか。

では、私からお聞きしますが、農集排の溝渠へのつなぎ込みは順調に進んでいるということですが、あとは、今残る農集排はどこに何か所どういうふうにあって、それが今後は岩垂、本洗馬のような接続計画などがあるのかなのか。よろしいですか。

**○下水道課長** 今後の農集排の統合計画でありますけれども、まず小曾部の処理区につきましては令和5年度末に、宗賀南部につきましては令和6年度末に、東山は令和7年度末、勝弦につきましては令和8年度末に、それぞれ下水道へ統合を予定しております。ただ、今後の地元との協議や予算等の状況によって前後する場合もございます。その結果、農集排の処理区として残るものにつきましては、贅川処理区とあと若神子の小規模集合排水処理施設の2地区は残る予定となっております。

**○委員長** 要は、物理的に接続がかなわないところが最後に残る状況との理解でよろしいでしょうか。

○下水道課長 検討段階で、地形的なものもありますけれども、経済比較をしまして、統合したほうがイニシャル、ランニング、トータルで考えて高くかかるところは農集排として存続させる予定となっております。

○委員長 なるほど。令和8年には勝弦が終了すれば、それ以降はそういう状況になるという理解でよろしいですか。

○下水道課長 財政状況等もあると思いますけれども、基本的には今の段階ではそのような見込みであります。

○委員長 分かりました。ほかにありましたら、よろしいですか。

それでは質疑を終了いたします。自由討論、議案に対する討論含めてありましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それではないので、議案第33号令和3年度塩尻市農業集落排水事業会計予算につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。議案第33号令和3年度塩尻市農業集落排水事業会計予算については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

ここで、若干早いですが昼食にします。ここで委員のみの協議会をお願いしたいので、午前中はこれで終了させていただきたいと思います。御苦労さまでした。再開は午後1時ということで御準備をお願いしたいと思います。

午前11時50分 休憩

午後0時57分 再開

○委員長 皆さん、おそろいでありますので、休憩を解いて再開をいたします。

**議案第34 令和2年度塩尻市一般会計補正予算（第10号）中 歳出4款衛生費中1項保健衛生費6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費、5款労働費（1項労働諸費2目ふれあいプラザ運営費を除く）、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費**

○委員長 次に、議案第34号令和2年度塩尻市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。説明を求めます。

○下水道課長 それでは、令和2年度一般会計補正予算の資料73、74ページをお開きください。4款衛生費1項保健衛生費6目環境保全費の上から3つ目の白丸、合併処理浄化槽設置事業93万4,000円の減額並びに2項清掃費1目し尿処理費の白丸、し尿処理施設管理費1,133万5,000円の減額でございますが、それぞれ事業費の確定によるものでございます。私からは以上でございます。

○産業政策課長 それでは、補正予算書75、76ページをお願いいたします。5款労働費1項労働諸費1目労政費の2事業、技能者褒賞事業及びU I J ターン促進事業につきましては、事業費の確定に伴う予算の減額補正でございます。私からは以上です。

○農政課長 続きまして、75、76ページでございます。6款農林水産業費1目農業委員会費、右の白丸、農業委員会等活動費、農業委員等先進地視察研修費負担金の31万円の減額は、実績に基づく減額でございます。

続きまして、3目農業振興費になります。76 ページ、白丸、園芸産地基盤強化等促進事業、環境保全型農業直接支援事業補助金、並びに、その下の白丸、中山間地域等直接支払事業、中山間地域等直接支払交付金、それぞれ12万円5,000円の減額、15万8,000円の減額は、実績に基づくものでございます。

続きまして、77、78 ページになります。最初の白丸になります。農作物自給率向上事業85万7,000円の増額でございます。その下の黒ポツ、経営所得安定対策直接支払推進事業補助金47万1,000円の減額でございます。事業費の確定に伴って減額するものでございます。その下の黒ポツ、畑作物作付補助金132万8,000円の増額でございます。転作補助金、そば、麦、大豆等の収量に応じて払う補助金でございます。事業費の確定に伴い増額補正するものでございます。

次の白丸、農業経営体育成支援事業339万8,000円の減額でございます。その下の黒ポツ、農業者育成研修補助金79万1,000円の減額、農業次世代人材投資事業補助金248万7,000円の減額、その下、機構集積協力金12万円の減額は、実績に基づくものの減額でございます。

次の白丸、農業再生推進事業、人・農地プラン実質化事業委託料3万3,000円。これも事業費の確定によって減額するものでございます。

その下、6目の農地費をお願いいたします。次の白丸、土地改良事業971万6,000円の減額でございます。黒ポツ、多面的機能支払交付金事業補助金につきましては、事業費の確定に伴い減額するものでございます。

次の白丸、減温水対策施設維持管理事業費620万9,000円の減額でございます。黒ポツ、電力使用料600万円の減額、その下の黒ポツ、送水管理委託料20万9,000円の減額につきましては、事業費の確定に伴い減額補正するものでございます。

次の白丸、ため池耐震化事業1,034万6,000円の減額でございます。その下の黒ポツ、設計委託料1,350万円の増額でございます。これは国の補正に伴いまして、来年度に予定しておりましたため池の堤体の耐震調査、場所としては諏訪洞ため池、片丘の鷹ノ巣の下のため池の2か所を前倒しするものでございます。その下の黒ポツ、ため池整備工事2,600万円の減額につきましては、廃止を予定しておりました野村八幡ため池等の、地元との調整が整わなかったために減額するものでございます。その下の黒ポツ、県営ため池耐震化事業負担金215万4,000円の増額でございます。小坂田池を県営にて耐震補強工事を行っておりますが、国の法制に伴う県営負担増額分の負担金を増額するものでございます。

次の白丸、国営県営農業農村基盤整備事業負担金事業、黒ポツ、県営農業農村整備事業負担金1,380万円の減額でございます。これも県営で行っています洗馬妙義地区の畑かん更新事業の実績に基づき、減額補正するものでございます。私からは以上です。

**○森林課長** 続きまして、2項林業費1目林業総務費の1つ目の白丸、林業被害対策事業の森林づくり推進支援金事業委託料390万5,000円の減額であります。これは、栈敷地区における松くい虫被害侵入防止緩衝帯整備費の事業費確定によるものであります。

79、80 ページをお願いいたします。2目治山林道費の白丸、治山林道事業の設計委託料187万円の減額であります。これは、林道片丘線測量設計委託料及び林道施設長寿命化計画に基づき実施しました林道桑崎線橋梁補修設計委託料のいずれも事業費確定によるものであります。

次に3目造林費の白丸、森林再生林業振興事業の1つ目の黒ポツ、市有林施業委託40万7,000円の減額、また、

その下の黒ポツ、森林経営管理制度調査委託料 270 万円の減額は、林野庁の森林経営管理制度に基づく市内の森林の状況把握や積別最小森林の抽出などに係る委託料でありまして、いずれも事業費確定によるものであります。私からは以上です。

○産業政策課長 続きまして、7 款商工費 1 項商工費 1 目商工総務費の商工総務事務諸経費につきましては、46 万 5,000 円の減額。事業の確定に伴うものでございます。

次の 2 目商工振興費の最初の白丸、商工団体活動支援事業 25 万円の減額。こちらも事業の確定に伴う減額となっております。次の白丸、企業立地促進事業 180 万円の減額。その次の白丸、商工業活性化事業 115 万 8,000 円、その下の白丸、ワイン産業振興事業 38 万円、その下の白丸、新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援事業 1 億 5,775 万 3,000 円につきましても、事業費の確定に伴う減額となっております。

続きまして、81、82 ページをお開きください。一番上、3 目木曾漆器振興費の最初の白丸、木曾漆器振興事業。こちらにつきましては、548 万 3,000 円の減額。2 つ目の黒ポツ、設計委託料につきましては、新年度に実施します地場産センターの大規模改修工事に伴う設計委託費の確定に伴うものでございます。私からは以上です。

○観光課長 81 ページになりますが、4 目地域ブランド推進事業費のうち、地域産品ブランド化事業 421 万 3,000 円の減額補正についてですが、このコロナ禍にありまして、首都圏等でのアンテナショップなどを利用した誘客促進ができなかったために、旅費、有料道路等使用料、会場使用料等の不用額を減額、またワイナリーを巡るシャトルバスの運行も見送ったため、事業費の確定に伴う不用額の減額となります。

続きまして、その下、5 目観光費、1 つ目の白丸、観光総務事務諸経費 37 万 2,000 円の減額。その下、観光振興事業 151 万 1,000 円の減額。その下、広域観光推進事業 30 万円の減額。いずれもコロナ禍における誘客宣伝に伴う会場使用料などの事業費の確定に伴う不用額を減額するものであります。以上です。

○建設課長 それでは引き続き、8 款土木費 1 項土木管理費 1 目土木総務費を説明いたします。1 つ目の白丸、土木総務事務諸経費及びその下の白丸、統合型GIS 共用空間データ作成事業につきましては、事業費の確定による減額となります。

次の 83、84 ページをお願いいたします。2 項道路橋梁費 1 目道路橋梁総務費でございます。備考欄、道路橋梁事業諸経費、2 つ目の黒ポツ、長野県有料道路通行券購入費 203 万 5,000 円の減額ですが、コロナ禍の影響などで通行券の販売枚数が減ったことに伴い、長野県道路公社から購入する通行券も減ったことにより、減額をさせていただくものでございます。

続きまして、2 目道路維持費、1 つ目の白丸、道路等維持事業、排水路整備工事 3,500 万円の増額につきましては、令和 3 年度以降の事業を前倒しで行う補正となります。場所につきましては、塩尻駅北のアンダーパスから国道 19 号の手前までの市道に大型の排水路等を布設し、雨水幹線へ直接雨水を流すものでございます。この付近は、この数年のゲリラ豪雨のたびにアンダーパスが冠水し、通行止めが発生し、車が冠水する事故も発生しております。原因は塩尻駅の西口付近からアンダーパスの周辺に降った雨水が浸透せず小さな排水からあふれてアンダーパスへ流入してしまうことが原因となっていることから、側溝を大型のものに改良して、ピンクマンションの前に雨水幹線が既に来ていますので、その雨水幹線へ直接流すものでございます。なお、この工事につきましては、緊急自然災害対策事業債という有利な起債を財源といたしまして、充当率は 100%で交付税措置が約 70%あるものでございます。

続きまして、その下の白丸、除雪対策事業ですが、1つ目の除雪作業委託料8,222万8,000円の増額につきましては、補正予算を見積もるのが2月中旬ということでございまして、その時点で今後の除雪費用を平成28年から平成30年の3年間の決算額の平均と同額の費用を見込み、増額をお願いするものでございます。なお、現在、2月15日までの降った雪の除雪費用は4,330万円ほどとなっております、その後も除雪作業は1者のみ、また、主には凍結防止剤散布費用となっておりますので、今回の補正額よりは、実際のこれから降る雪もそうなければ、実際はもっと減るということになりますけれども、見積りが先ほどのとおり2月中旬ということでありますので、この額で補正をさせていただくものでございます。その下の補修用資材1,569万6,000円の増額につきましても、同様の計算によって、塩カル等の融雪資材を購入の見込みをするものでございます。その2つ下の除雪協力助成金につきましても同様の計算で、地域で行っていただく除雪に対する助成金となります。

3目道路新設改良費、備考欄の1つ目の白丸、歩道整備事業につきましても、事業の確定による減額となります。

次の白丸、道路施設長寿命化改修事業7,720万円の増加につきましては、国の3次補正予算に対応し、前倒しをする補正となるものでございます。長野道に関わる20橋のうちの19橋の法定の橋梁の点検業務とみどり湖駅周辺のJRに関わる橋の周辺設計業務委託料、あと、郷原トンネルのLED化への改修工事費となります。

4目交通安全施設費、備考欄の白丸、交通安全施設整備事業につきましても、事業費の確定により減額補正をするものでございます。私からは以上です。

**○都市計画課長** 続きまして、4項都市計画費について御説明いたします。1目都市計画総務費の白丸、都市計画総務事務諸経費の減額は、事業費確定によるものでございます。

85、86ページをお願いします。2目公園管理費、1つ目の白丸、公園等管理諸経費の減額につきましては、事業費確定によるものでございます。

その下の白丸、小坂田公園再整備事業5億5,000万円の増額の内容につきましては、令和3年度の一般会計の当初予算で御説明しましたとおり、測量設計委託料700万円、サッカー場東側駐車場、展望駐車場等の公園施設の整備費として5億4,300万円を計上したものでございます。

次に、3目都市計画道路費の白丸、都市計画道路整備事業2,302万9,000円の減額につきましては、1つ目のポツ、測量設計調査委託料、3つ目のポツ、用地取得費、4つ目のポツ、支障物件移転保障費のそれぞれの減額につきましては、事業費確定によるものでございます。上から2つ目のポツ、市道新設改良工事1,725万8,000円の減額につきましては、広丘東通線の段丘部分の工事に関わる令和2年度の国の交付額の内示額が6割程度と低かったため、舗装工を令和3年度に先送りしたための減額でございます。

次に、5目区画整理事業費、6目市街地活性化事業費、7目交通安全対策費、ページをおめくりいただきまして、8目輸送対策費、それぞれの減額につきましては、事業費確定によるものでございます。私からは以上でございます。

**○建築住宅課長** 続きまして、5項住宅費1目住宅企画費、説明欄白丸、市営住宅管理維持補修費、黒ポツ、改修工事18万7,000円の減額につきましては、吉田団地B棟及び付設された集会所の長寿命化改修工事の完了に伴う金額です。

次、2目建築指導費、1つ目の白丸、耐震対策等事業につきましても、下の耐震診断業務委託料276万9,000

円の減額、大規模盛土造成地調査業務委託料 6 万 6,000 円の減額及び耐震補強事業補助金 308 万円の減額と共に、事業完了または決算見込みによる減額です。耐震診断につきましては 57 件を実施し、耐震補強事業補助金については、住宅の耐震改修補助で 7 件、ブロック塀等の撤去補助で 11 件の交付を決定しております。

次の白丸、県産木材住宅普及促進事業、黒ポツ、県産木材住宅普及促進事業補助金 995 万 3,000 円の減額につきましては、今年度の決算見込みによる減額で、本年度は新築 11 件、改修 1 件の計 12 件に交付決定をしております。以上、議案第 34 号令和 2 年度塩尻市一般会計補正予算（第 10 号）の説明となります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員長 それでは、全部合わせて質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○中村努委員 74 ページのし尿処理施設管理費の電気設備更新工事、1,000 万円以上の減額ですけれども、当初予算では、この事業費というのは幾らだったのでしょうか。

○下水道課長 当初予算におきましては、電気設備更新工事費として 3,800 万円を計上しておりました。

○中村努委員 3,800 万円と 1,100 万円の残額というのは、どうしてこの予算になったのですか。

○下水道課長 昨年度、予算策定時では、実施設計、業務は進行中でありました。予算策定の時点では、既存の設備と同規模の更新評定を計上していたのですけれども、現在、衛生センターでは、水処理、汚泥処理や汚泥の焼却処理を行っておりませんので、その使っていない設備分の受変電容量を、ダウンサイジングを行うという設計を令和元年度末に確定しました。設備容量は昔あった衛生センターの受変電容量は 675 kVA だったのですけれども、今年度 150 kVA にダウンサイジングしたため、工事費が大幅に減額ということになっております。

○中村努委員 そういう変更というのは、予算確定後でもやるということですか。

○下水道課長 昨年度、令和元年度の業務として、受変電設備の実実施設計業務を下半期に行っていて、下半期の時期というのは新年度予算を決める時期になっています。新年度予算は夏頃に策定する実施設計をベースにして新年度予算が決まってくるので、令和元年度に行った実施設計が確定する前に予算案というのは決まってしまうので、そのときにはダウンサイジングというのが予算策定する時期には確定していなかったもので、想定し得る現況のリプレースという形で予算は計上させていただいております。

○中村努委員 そうしたことなのでしょうけれども、これは仕方がないことなのですか。予算を組むときが甘かったのではないかとか、そういうことではないわけですか。

○下水道課長 予算を組む時点では、既存設備を単純更新する形では予算をさせていただいたのですけれども、それと同時に、最適規模というのも同時期にやっていたので、規模を縮小すれば効率的な衛生センターの業務に資するというので、今年度の予算が可決された 1 年前、ちょうど今時分に実施設計が確定しましたので、小さい規模で発注ということにさせていただきました。実際、仮に予算を策定する 1 年前に設計が確定していれば、ダウンサイジングした設計成果に基づいて予算を策定して、実施してということが可能だったと思うのですけれども、工事の前年度に実施設計を行ったということで、予算で見積もった金額と実際確定した金額というのが、これだけ金額差が出ている状態です。

○委員長 よろしいですか。

○中村努委員 はい。

○委員長 ほかにありますか。



○古畑秀夫委員 78 ページですけれども、一番上の農作物自給率向上事業の黒ポツ 2 番目の畑作物作付補助金というのは、そばとか大豆とか、これを主体でやっている事業の内容でしたか。

○農政課長 そのとおりです。

○古畑秀夫委員 今年はそばがなかなかコロナの関係で売れないとか、豊作だとかいろいろあって、本当に安くなって、この補助金、多分、作っている人たちは大変助かっていると思うのですけれども、どのぐらいの、何件で何町歩ぐらいあったのか分かりますか。

○農政課長 令和 2 年度はそば、大豆、麦を合わせまして 35 名です。面積にしましては、そばが 6 万 8,690 平米、大豆が 6,413 平米、麦が 2 万 7,079 平米となっております。

○古畑秀夫委員 分かりました。その下で、土地改良事業。この前、予算のときにも中村委員から多面的機能の部分が出ていたのですが、これは、大体 1 反歩当たり、この前のだと 2,000 円、3,000 円だということになると、この補助金というのは、ある程度面積で決まっていて、あまり残らないというか、そういうような感じではなくて、残が出るみたいなのは、この金額であるということですか。

○農政課長 基本的に国からの補助金として、満額来ないときがありまして、その辺は目減りしていくということがございます。

○古畑秀夫委員 年によって違ってきているということですか。

○農政課長 担当の係長から説明させていただきます。

○担当係長 多面的機能支払交付金については、国から交付が来て、それを市の補助金と合わせて地元へ配付するものです。例年、農地維持の活動にはおおよそ満額が来るのですが、長寿命化の活動、地元で工事とかをやるところについては、国の補助金が本年度でありますと 80.69%の交付となっております。以上です。

○古畑秀夫委員 分かったけれども、次、88 ページの白丸 3 つ目の耐震対策等事業のもので、県産木材住宅を造った場合、100 万円でしたか、かなり補助金を出していると思うのですが、これは補正を組んだような気がしたのですが、そんなことはないか。こんなに余っているということは、補正を組まないで予定したより少なかったということですか。

○建築住宅課長 当初予算が 2,500 万円で、今回はコロナの影響か分からないのですが、補正はせず、件数が少なかったということで減額させていただいた状況です。

○古畑秀夫委員 そうしたら、昨年度は補正を組んだということでしたか。

○建築住宅課長 平成 30 年度、令和元年度と年度当初でいっぱいになりまして、2 年連続で増額補正をさせていただいたのですが、今年度については、そこまで行かなかったという状況です。

○委員長 よろしいですか。

○副委員長 78 ページの農地費の一番下の黒ポツ、県営農業農村整備事業。確認ですが、この事業の負担割合はどうなっていますか。

○農政課長 洗馬妙義地区でございますけれども、畑かんの更新事業をやっています。地元の市と農家と合わせまして 25%が負担分となりまして、その中で、また、農家と市とで振り分けています。今、農道は市が 25%、畑かんは逆に 7.5%とあって事業によって割合が動いていまして、平均しますと市の負担は 11.4%でございます。

○副委員長 25%が市と農家で、11.4%が市で、平均すると。

- 農政課長 そうです。
- 副委員長 そして、13.6%が市ということですか。
- 農政課長 農家。
- 副委員長 市が11.4%の農家が13.65%。
- 農政課長 はい。
- 副委員長 平均すると。
- 農政課長 そうです。
- 副委員長 75%が県ですか。
- 農政課長 国と県です。
- 副委員長 国と県。分かりました。
- 委員長 よろしいですか。
- 副委員長 はい。
- 委員長 ほかにありますか。
- 中村努委員 78ページのため池耐震化事業で先ほど御説明があったのですが、野村八幡池ですけれども、多分、これは耐震診断をやって、耐震化が必要だということがはっきり分かって、こういう類いというのは、普通は地元から早くやってくれという要望が出そうなことなのですが、地元との協議がうまくいかなかったということのようですが、経過をもう少し詳しく教えてください。
- 農政課長 野村八幡ため池は、耐震調査の関係ではぎりぎりセーフでした。ただ、下流域に受益地がエプソンの駐車場でほとんどなくなったということで、いらないのではないかという声が出てきたということがあります。どうしても匂いとかそういうものも、住宅ですし、苦情もある中で話をしている、あと、ちょうどそのときにエプソンが新入社員を含めて300台か400台、駐車場が欲しいとの話がありましたので、それで一緒に、市はため池の廃止工事として堤体を崩して水路の付け替えぐらいまではできないかということで動いていたのですが、エプソンが、要はコロナ禍で、結局、そんなに今駐車場がいらなくなったので、もうしばらく様子を見させてくれというような状態になったために着手ができなくなったというのが実情です。
- 中村努委員 そうすると、当面、耐震工事は必要ないことなのですか。
- 農政課長 野村八幡ため池に関しては、耐震調査はぎりぎりセーフになっていますので、必要はございません。
- 中村努委員 そういう話だと、もう少し話を詰めてから国庫補助事業とかやらないと、何かえらい無駄なことをやってしまったみたいに感じるのだけれど、少し調査不足だったのかと思いますが、何かありますか。
- 農政課長 補助事業をやりすにも、1年以上前に県などの要望調査が来ますので、少し不安要素があってもなるべく手を挙げておかないと、必要になっても採用というのが難しいので、見込みがあればなるべく要望事業として挙げていきたいというような考えでやっています。途中、調整がうまくいかないというか、そういうことになってしまって申し訳ないと思います。
- 委員長 よろしいですか。ほかにありますか。
- 中村努委員 80ページの商工振興費、新型コロナの関係ですけれども、これは協力金、給付金の締切りは3月末ではないですか。

○産業政策課長 80 ページの一番下の新型コロナウイルス感染症の一番下の事業継続給付金。

○中村努委員 両方。

○産業政策課長 上の拡大防止協力金につきましては、県の事業に対しまして市が3分の1負担をしているという事業になりまして、こちらにつきましては昨年中に既に終了しているという形。あと、下の中小企業等事業継続給付金につきましては、当初1月15日まで予定しておりましたが、国で持続化給付金が2月中頃まで受付が延期になりましたので、市としましても2月いっぱいまで期間を延長して受付を行っているという状況でございます。

○中村努委員 この予算額というのは、こちらから幾らくださないと県とか国とかに言うのか、それとも自動的に金額が決まって来るのか、その辺はどうですか。

○産業政策課長 上の黒ボツ、県の事業につきましては、市である程度把握といたしますか、統計調査等に基づきまして、該当しそうな事業者の件数を把握しておりましたが、予算の段階で、統計調査よりも実際に事業数が増えるということが多々ありますので、今回、300事業者分を予算立てして、3,000万円ということで補正をさせていただいた経過があります。結果としては、191件分になっています。その下の事業継続給付金につきましては、法人、個人の事業者数ある程度元にししまして、当初につきましては、昨年補正で3,000事業者分ということで上げさせていただきました。実際につきましては、約半分の1,470事業者分が、今現在、申請が上がっているというような状況でございます。

○中村努委員 御利用された方はよかったと思っていると思うのですが、なかなか、これは短期間の話で、それぞれの事業者への周知とか理解とか非常に難しかったのではないかとと思うのですが、その辺の感触はいかがでしょう。

○産業政策課長 上の拡大防止協力金につきましては、県の事業で、県からもPR等をしていただいて、市としても補正を出した段階におきましては、市の広報等で周知をさせていただいた経過がございます。下の事業継続給付金につきましては、持続化給付金の、言わば上乗せ補助金になりますけれども、こちらにつきましても広報はさせていただいております。実際、予算立てにつきましては3,000事業者という形で計上させていただきましたが、実際は1,500事業者もと言っているのか何とも言えないのですけれども、50%売上げが減少した事業者がそれだけあったという実感は正直しております。

○中村努委員 大体市内で1,500事業者というと、ほとんど商工会議所の皆さんが把握している数です。なかなか商工会議所に加入されていない方への周知というのは、難しいかと思えます。また、商工会議所とも連携して、ぜひお願いしたいと思えます。以上です。

○委員長 要望でいいですか。

○中村努委員 はい。

○委員長 ほかにありますか。

○古畑秀夫委員 予算等ですが、コロナの関係でいろいろな行事なりイベントとか、そういうものが予定したようにできなくなっているのですが、ワインフェスタも今年は中止とか聞いているのですが、今、どのような計画と中止という部分で、来年度、これからやっていく4月以降の事業なりイベントで、ある程度分かっている範囲のところをお聞かせいただきたいと思います。

○**観光課長** 今、お話いただきましたように、先週、5月のワイナリーフェスタにつきましては、飲食を伴うということで、早々とワイナリーの皆さんも決断をしていただいて、周知をさせていただいた経過がございます。予算もそうですが、基本的には夏までのものについては通常計上させていただいて、それ以降のものについては削除なり初期費用のみを予算計上させていただいておりますが、ほかのイベントにつきましても、今後、漆器祭につきましても、この後、また実行委員会が今月ございますので、そこで決定がなされると思いますし、基本的にはやるという前提でどの団体もおりますので、その方向に従って、現状を鑑みながら決定をしていきたいと思っております。以上です。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありますか。

○**中村努委員** 84ページの道路維持費の道路等維持事業の排水路整備工事。その事業に関係あるかどうかは分からないのですが、塩尻駅の北のアンダーパスの箇所なのですが、この間の委員会に来る日、あそこのパスを通ろうとしたときに、前を走っていたトラックが高さ制限で立ち往生をしまっていて、国道側からずっとつながって、対向車が一通りいなくなるのを見て追い越して入っていったということがあったのですけれども、そうなる前に、何か高さ制限の目印というというのは、あそこにはありましたか。

○**建設課長** あるかどうかという確認は、今の時点では分からないのですけれども、もし、仮にないようであれば、また現場等を確認させていただいて、規制看板、警察になるのか、私ども道路管理者になるのかというものもありますけれども、そういったところを確認させていただいて、もし本当になくて、そういう問題が何回か起きるようであれば、そういった看板等を警察なり私どもで設置をしていきたいと思っております。

○**中村努委員** ぜひお願いします。

○**委員長** よろしいですか。

○**中村努委員** はい。続けていいですか。86ページの小坂田公園の関係ですが、先日の委員会で頂いた地図をよく見ると、最初、プール跡の駐車場に上っていくには、もう少し入り口から近いところから上がって行って、上を一方通行でサッカー場に行くというような計画だと思ったのですが、これを見ると、ぐるっと回るのを一方通行ではなくて変えたという、そこら辺の設計の影響はあったということですか。

○**都市計画課長** プール跡地の展望駐車場への進入路につきましては、実施設計の段階で、今現在の駐車場から直接上るような形で当初図面はなっていたのですけれども、なかなか盛土になって構造物に費用がかかるということで、既存の道路を2車線に拡幅をして往復できるような形で、実施設計の段階で設計変更をしております。以上です。

○**中村努委員** この図面でいくと、左上のところですか。少し太くなっているところは、これは駐車場になるのですか。

○**都市計画課長** 現在のパターゴルフ場のちょうど高速寄りの部分については、駐車場約40台の予定をしているところがございます。

○**中村努委員** わざわざ展望駐車場に行きたいという人は別にして、この下の道の駅部分とか、グランドへ常に行きたい人が、そっちにはなかなか行く感じはしないです。そうなってくると、本来、道の駅で使ってもらう駐車場のところに、どんどんとめてしまうような気がするのですが、それをなかなか規制するというのも厳しいと思いますが、その辺、交通の仕方の工夫などはありますか。

○都市計画課長 展望駐車場の件ですけれども、これから整備を予定するサッカー場ですとか、あと、このサッカー場につきましては、松本山雅の練習試合を予定したりとか、土日には子ども連れが、小学生の大会ですとか、そういったことが予定されますので、現在の東側駐車場、下の部分だけでは台数がまず足りないといった計画となっております。そうしたことから、この展望駐車場を当初の再整備計画では計画しているわけですけれども、サッカー場をイベント、大会で使う、要するに主催者ですとか、松本山雅にはそういった練習試合や使う際、お客さんが多数来ると認められるような場合には、上の駐車場へ誘導していただくような働きかけはしてまいりたいと思います。今、かりがねのサッカー場については、大分路駐とかも当初見られたようなのですけれども、山雅で実際に車を整理したりということもやっているようですので、いずれにしましても、そういった形で、サッカー場を使う方の駐車につきましては、展望駐車場に誘導できるような形で今後詰めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○中村努委員 利便性だけから言うと、なかなか難しいかもしれませんが、もう少しソフト面というか、もう少し簡単なことで展望駐車場に行きたいと思うようなこと、ものを考えると、多分、階段の歩道になるかと思うのですが、その部分もお子さんを連れて歩きたいと思うとか、そのような工夫をぜひお願いしたいと思いますので、これは要望でいいです。

○委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

私から1点、今の関係なのですが、先日、一般質問、永田議員からあった件と関連しているのではないかと。提案が一部あって、私も子どもたちが遊べる水場対策、これをという提案があって、結構積極的な答弁だったという気がします。それは反映をするかしないかの返事は別として、どういう検討をされていますでしょうか。

○都市整備課長 再整備計画の中では、まだ設置決定にはなっておりませんが、そのあと、市民の説明会ですとか、非常に強い要望があるというのは承知しているところです。再整備計画の全体事業費として13億9,000万円という、ある程度概算的な事業費をお示ししてありますので、現在、まだ設計を進めている最中でございますけれども、できれば、その事業費の中に収められれば、ほかの部分ができる限り圧縮をして、そういった市民要望の強いものについては、できる限り反映をしていきたいという、担当者レベルの強い意思もありますので、ぜひ、そういった形で進めさせていただければと思います。

○委員長 私も2年ぐらい前に、一般質問で、噴水を含めて、水場をぜひという要望をして、そのときは無理ではないかという雰囲気だったのですが、今言われるとおりでと思います。市民要望で、やはり子どもたちが水に触れて遊べる場所というのは、公園では必須に近いくらい要素としては強いのではないかと。私も市民の方から意見、何でプールをつぶしたのかということから入るのですが、そういった声が本当に強いので、ぜひ、これは積極的に実現に向けて作業をしていただきたい。これは、現時点ではそれ以上にならないと思いますので、今、課長が言われた作業をぜひやっていただきたいと思います。これは要望にさせていただきます。

ほかに。よろしいでしょうか。

それでは、質疑を終了いたします。自由討論行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第 34 号令和 2 年度塩尻市一般会計補正予算（第 10 号）中、当委員会に付託された部分については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。議案第 34 号令和 2 年度塩尻市一般会計補正予算（第 10 号）中、当委員会に付託された部分については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

### 議案第 39 号 令和 2 年度塩尻市水道事業会計補正予算（第 3 号）

○委員長 次に、議案第 39 号令和 2 年度塩尻市水道事業会計補正予算（第 3 号）の説明を求めます。必要でしたら、適宜入替えをお願いいたします。

○経営管理課長 それでは、別冊の議案第 39 号令和 2 年度塩尻市水道事業会計補正予算（第 3 号）を御覧ください。まず、第 2 条、収益的収入及び支出につきましては、予算第 3 条に定めた収益的支出の水道事業費用を補正予定額 458 万 9,000 円増額し、16 億 4,748 万円とするものでございます。

次の第 3 条は、予算第 8 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与費を 458 万 9,000 円増額し、1 億 4,270 万円とするものでございます。

6 ページをお開きください。予定損益計算書でございます。下から 4 行目、当年度純利益につきましては、今回の補正により、補正前と比べまして 458 万 9,000 円減の 2 億 2,006 万 6,000 円となります。

次のページをお願いいたします。予定貸借対照表でございます。8 ページの一番下、注記を御覧ください。予定貸借対照表と関連の注記の補正でございます。2 引当金の取崩しについて、(1) 退職給付引当金の取崩しについて 495 万円を 834 万 9,000 円に改めるものです。これにつきましては、令和 2 年度末に退職する職員が増えたことに伴い、退職手当の支払いが増額したものでございます。

次のページをお願いいたします。補正予算第 3 号の説明明細書でございます。1 款水道事業費用の 4 目業務費、5 目総係費、それぞれでございますが、内容につきましては、職員給与費のうち、退職給付引当金繰入額について職員の昇給等に伴い、それぞれ増額するものとなっております。説明については以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、質疑を終了いたします。自由討論、併せて議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第 39 号令和 2 年度塩尻市水道事業会計補正予算（第 3 号）については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。議案第 39 号令和 2 年度塩尻市水道事業会計補正予算（第 3 号）については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

## 議案第 40 号 令和 2 年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

○委員長 続きまして、議案第 40 号令和 2 年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。これの説明を求めます。

○経営管理課長 それでは、議案第 40 号令和 2 年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第 2 号）を御覧ください。2 条の業務の予定量でございます。予算第 2 条に定めました業務の予定量を次のとおり補正するものでございます。農業集落排水統合事業は、補正予定額 1,980 万円を増額し 3 億 2,680 万円とし、下水道施設長寿命化事業は 1 億 6,000 万円を増額し 4 億 1,000 万円、雨水幹線整備事業は 6,000 万円を増額し 1 億 2,380 万円とするものでございます。合計で 2 億 3,980 万円の増額となります。

次に、第 3 条資本的収入及び支出は、予算第 3 条に定めた収益的支出の下水道事業費用を 156 万 1,000 円増額し 26 億 690 万 9,000 円とするものでございます。

次の第 4 条資本的収入及び支出は、資本的収入を補正予定額 2 億 2,470 万円増額し、17 億 8,918 万円とします。

次のページをお願いいたします。支出でございます。資本的収入を補正予定額 2 億 3,980 万円増額し、28 億 3,207 万 1,000 円とするものでございます。なお、前のページの 4 条の本文のとおり、今回の補正につきましては、4 条収入が支出に対し不足する額については、当年度分損益勘定留保資金から補填するものといたします。

2 ページの第 5 条をお願いいたします。企業債については、補正後の表中、限度額でございますが、借入限度額を 9,780 万円増額し、10 億 6,970 万円とするものでございます。

次の第 6 条は、予算第 9 条に定めました議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を 156 万 1,000 円増額し、8,808 万 2,000 円とするものでございます。

8 ページをお願いいたします。予定損益計算書でございます。下から 4 行目、当年度純利益は、今回の補正によりまして、補正前と比べ 156 万 1,000 円減の 1 億 1,289 万 9,000 円となります。

次のページをお願いいたします。予定貸借対照表でございます。10 ページの一番下の注記を御覧ください。予定貸借対照表の関連の注記の補正でございます。2 の引当金の取崩しについて、(3)退職給付引当金の取崩しを令和 2 年度において、退職手当を支給するため、退職給付引当金 64 万 2,000 円を取り崩すこととするものを加えるものでございます。

次のページをお願いいたします。補正予算（第 2 号）の説明明細書でございます。資本的収入及び支出の支出、1 款下水道事業費用 9 目総係費。こちらにつきましては、退職給付引当金の取崩し額は、職員の昇給に伴い増額するものでございます。

次のページをお願いいたします。資本的収入及び支出、収入でございます。1 款資本的収入 1 目企業債 1 節企業債を 9,780 万円増、2 目国庫補助金 1 節国庫補助金について 1 億 2,690 万円の増といたします。なお、内容につきましては、資本的支出で御説明いたします。私からは以上です。

○下水道課長 それでは、13 ページをお願いいたします。資本的支出になります。こちらは、国の 3 次補正に対応しまして、令和 3 年度当初予算の計上予定でありました建設改良事業を前倒しするものであります。主な内容としましては、1 目公共下水道事業管渠布設費において、長寿命化工事の委託料として 2,000 万円。こちらは、東部污水幹線を中心としました壁の調査を約 7 キロメートル予定しております。また、雨水幹線の工事費として 6,000 万円、こちらは、野村桔梗ヶ原の土地区画整理事業予定地内、東通線道路内ですけれども、雨水幹線です

が、約170メートルの施工に要する費用。また、3目処理場建設費において長寿命化工事の委託料として1億4,000万円。こちらは浄化センターの汚泥脱水機、沈砂池活性炭吸着塔等の工事に要する費用であります。また、6目特定環境保全公共下水道管渠施設費において、農集排統合事業の工事請負として1,980万円余。こちらは、過年度に実施しました管渠工事をやりました道路復旧工事になります。合わせまして、2億3,980万円の増額補正を行うものです。下水道事業会計補正予算の説明につきましては以上です。御審議、よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○中村努委員 国の第3次補正ということですが、3次補正のこういったメニューでしょうか。

○下水道課長 社会資本整備総合交付金の中の防災安全交付金というカテゴリの中からの支出になっております。

○委員長 よろしいですか。

○中村努委員 いいです。

○委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

それでは、ないということで、質疑を終了いたします。これより自由討論及び議案に対する討論を一括して行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第40号令和2年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。議案第40 令和2年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第2号）については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査を全て終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文につきましては委員長に一任をお願いしたいですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

それでは、行政側より何かありましたら。

---

### 閉会中の継続審査の申し出

○産業振興事業部長 閉会中の継続審査についてお願い申し上げます。本委員会所管の各事業は、大変重要な案件を抱えております。したがって、閉会中の継続審査につきましてお願いを申し上げます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいま継続審査の申し出がありましたが、これについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。そのように議長に申し出をさせていただきたいと思っております。

それではここで、この3月末をもちまして御退職の2名の職員の方から御挨拶をお願いしたいと思います。

〔建設事業部長・産業振興事業部参事〕



○委員長 それぞれの立場で、本当に長年にわたって御尽力いただきましたことを私の立場からも本当に御礼を申し上げたいと思います。今後におきましては、お体に十分気をつけていただいて、また市政に協力していただいたり、見守っていただきますようお願い申し上げます。

それでは、理事者から御挨拶があればお願いをいたします。

---

#### 理事者挨拶

○副市長 2日間にわたりまして御審査をいただきまして、提案を申し上げました全ての議案に対して御承認をいただきました。大変ありがとうございました。御審査の中で頂きました御要望、御意見、御指摘に対しましては、今後の行政の中でしっかり生かしてまいりたいと思っております。なお、新型コロナの関係がまだ続いてございます。来月からワクチンの接種というような、かつてない事業が始まるわけでございます。私どもも、新たな部署を設置したり、いろいろな情報を集約して、できるだけ早く市民の皆さんに安心をしていただくような対応を図ってまいりたいと思いますので、どうぞ、委員の皆さんも御協力、御支援を賜りますよう、改めてお願いを申し上げまして、御礼の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○委員長 以上をもちまして3月定例会産業建設委員会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午後2時16分 閉会

令和3年3月15日（月）

委員会条例第29号の規定に基づき、次のとおり署名する。

産業建設委員会委員長

印